

令和4年度国交付金の制度改正について

1 趣 旨

- 県では、国に対し、経営統合に伴い特定簡易水道事業となる簡易水道事業について、国交付金の交付対象に含めるよう要望を行ってきた。
- その結果、国の令和4年度の予算案に、要望事項も含め、制度改正案が次のとおり盛り込まれることとなった。

2 制度改正案

①広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

広域化（経営の一体化）に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当することになった場合において、一定期間に限り、引き続き簡易水道施設国庫補助金等の対象とする経過措置を設ける。

②旧簡易水道施設の施設整備

旧簡易水道事業の施設整備について、地方財政措置の対象要件を満たす簡易水道事業を統合した上水道事業を補助対象に加える。

③広域化に伴う水道施設の撤去費用

広域化に伴い施設の統廃合を行う場合、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある廃止する水道施設（浄水場及び配水池）の撤去費用について、財政支援を行う。

④新技術に対する支援

I o Tを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業を、I o T活用推進モデル事業の対象に加える。

※詳細な改正内容は、令和4年度当初予算成立後に公表される見込み。